

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）

第 11 条（安全避難通路等）

2023 年 3 月 10 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所高速実験炉部

第 11 条：安全避難通路等

目 次

1. 要求事項の整理
2. 設置許可申請書における記載
3. 設置許可申請書の添付書類における記載
 - 3.1 安全設計方針
 - 3.2 気象等
 - 3.3 設備等
4. 要求事項への適合性
 - 4.1 安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
 - 4.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源
 - 4.3 手順等
 - 4.4 要求事項（試験炉設置許可基準規則第 11 条）への適合性説明

(別紙)

別紙 1 : 安全避難通路及び避難用の照明の構成と配置

別紙 2 : 可搬型照明の配備

(添付)

添付 1 : 設置許可申請書における記載

添付 2 : 設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）

添付 3 : 設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）

添付 4 : 設置許可申請書の添付書類における記載（設備等）

< 概 要 >

試験研究用等原子炉施設の設置許可基準規則の要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する高速実験炉原子炉施設の適合性を示す。

1. 要求事項の整理

試験炉設置許可基準規則第 11 条における要求事項等を第 1.1 表に示す。本要求事項は、新規制基準における追加要求事項に該当する。

第 1.1 表 試験炉設置許可基準規則第 11 条における要求事項及び本申請における変更の有無

要求事項	変更の有無
<p>1 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源 <p>【解釈】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設計基準において想定される事象に対して試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれない（安全施設が安全機能を損なわない。）ために必要な安全施設以外の施設、設備等への措置を含む。・ 第 3 号に規定する「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、試験研究用等原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいい、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明（可搬型）による対応を含む。	有

2. 設置許可申請書における記載

添付 1 参照

3. 設置許可申請書の添付書類における記載

3.1 安全設計方針

(1) 設計方針

添付 2 参照

(2) 適合性

添付 3 参照

3.2 気象等

該当なし

3.3 設備等

添付 4 参照

※ 添付の朱書き：審査進捗を踏まえて記載を見直す箇所

4. 要求事項への適合性

4.1 安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

原子炉施設の建物内には安全避難通路を設けるとともに、安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。また、安全避難通路に設置した避難用の照明については、バッテリー内蔵型とするか、又は非常用ディーゼル電源系若しくは直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する【安全避難通路及び避難用の照明の構成と配置：別紙1参照】。

4.2 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源

原子炉施設では、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時、及び運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後に、その動作が期待される安全施設は、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。運転員に期待する対応は「監視」とし、当該対応は、中央制御室で実施する。中央制御室にあっては、常設照明の一部について、非常用ディーゼル電源系より給電できるものとし、さらに、バッテリー内蔵型の可搬型照明も配備する。充電式の可搬型照明の充電は、一般電源系又は非常用ディーゼル電源系により行う【可搬型照明の配備：別紙2参照】。

4.3 手順等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子炉施設保安規定を定める。原子炉施設保安規定には、安全避難通路等について、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- ・ 避難用の照明に係る検査に関すること。
- ・ 可搬型照明の必要数及び保管場所、並びに検査に関すること。

4.4 要求事項（試験炉設置許可基準規則第 11 条）への適合性説明

（安全避難通路等）

第十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

適合のための設計方針

一 について

原子炉施設の建物内には、安全避難通路を設けるとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。

二 について

安全避難通路に設置した避難用の照明については、バッテリー内蔵型とするか、又は非常用ディーゼル電源系若しくは直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する。

三 について

原子炉施設では、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時、その動作が期待される安全施設は、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。したがって、運転員に期待する対応は「監視」であり、当該対応は、中央制御室で実施することから、設計基準事故時に事故対応が可能となるよう、常設照明の一部について、非常用ディーゼル電源系より給電できるものとし、さらに、中央制御室の出入口付近にバッテリー内蔵型の可搬型照明を配備する。

また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後に行う現場巡視等においても、昼夜及び場所を問わず使用できる当該バッテリー内蔵型の可搬型照明を活用するものとし、さらに、操作が必要となる場所にあつては、バッテリー内蔵型又は非常用ディーゼル電源系より給電できる照明を常設する。

安全避難通路及び避難用の照明の構成と配置

原子炉建物及び原子炉附属建物、主冷却機建物における安全避難通路を第1図及び第2図に示す。安全避難通路には、誘導灯又は誘導標識を設置する（第3図参照）。また、避難用の照明として、直流無停電電源系より給電される電源別置型の直流非常灯を設置し、避難に必要な照度を確保する（第4図参照）。なお、直流非常灯は、安全避難通路において2ルクス以上の照度を確保するように順次更新する計画である*1。第一使用済燃料貯蔵建物、第二使用済燃料貯蔵建物、廃棄物処理建物、旧廃棄物処理建物及びメンテナンス建物における安全避難通路にあっても、基本的に同様とする。ただし、第二使用済燃料貯蔵建物及び廃棄物処理建物の階段室については、既設備を活用し、電池内蔵型の直流非常灯（定格点灯時間：30分）を用いる（第5図参照）。

*1： 安全避難通路について、最新の建築基準法（2022年3月時点）に基づき、配置設計を実施した。建築基準法第35条／同施行令第126条の5では、「照明は、直接照明とし、床面において1ルクス以上の照度を確保することができるものとする。」を規定している。当該照明には、LEDを使用する計画である。温度上昇（火災時を考慮）に伴う光束の低下を見込み、常温で2ルクス以上の照度を確保するものとした。また、その他の仕様については国土交通大臣が定めた構造方法（建設省告示第千八百三十号）に適合するものを用いるものとする。照明の点検方法については、国土交通省告示第285号に基づき実施する。なお、今後の詳細設計により、配置等が変更される場合がある。

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



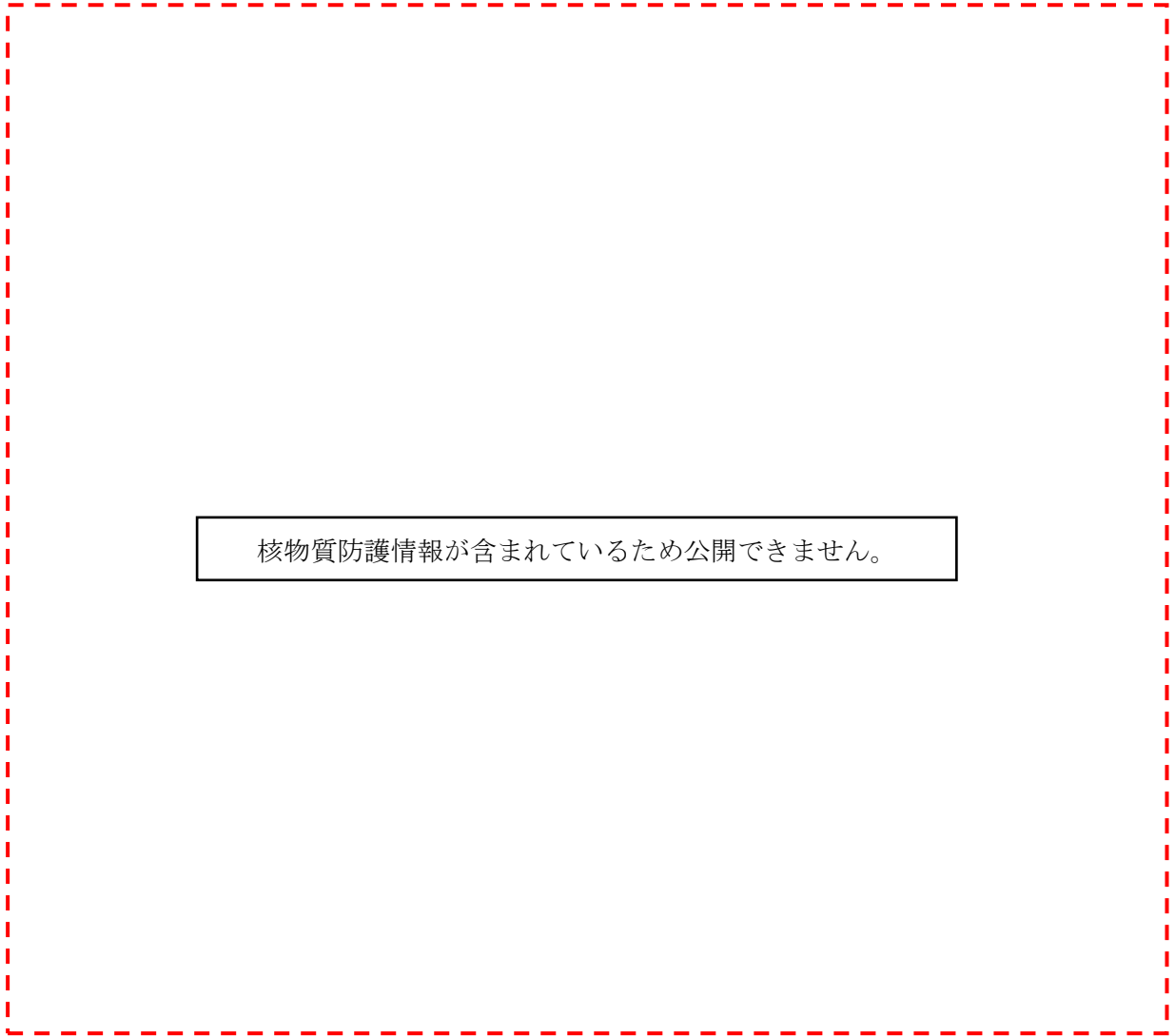
第1図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (1/8 : 屋上)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



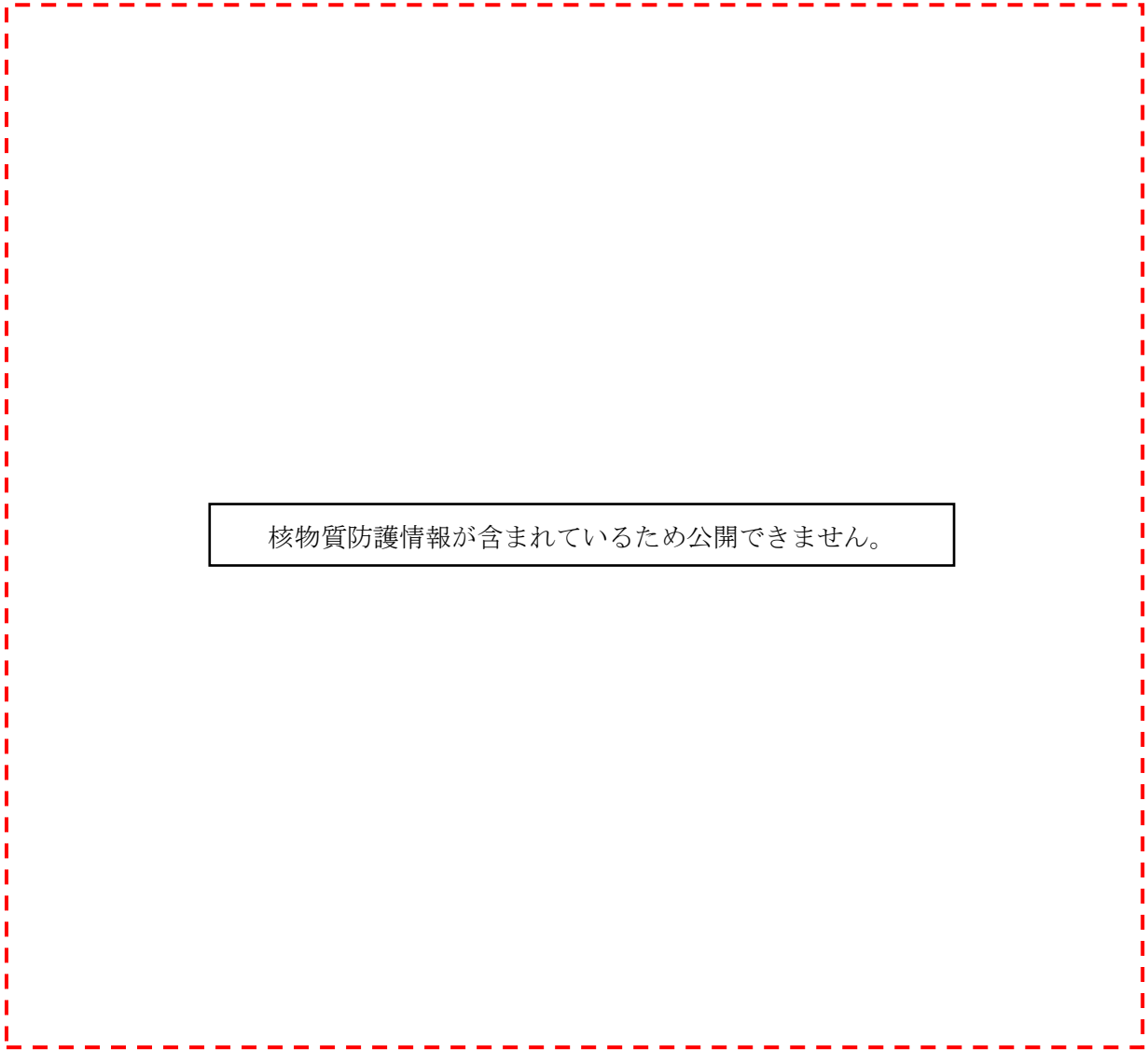
第 1 図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (2/8 : 2F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



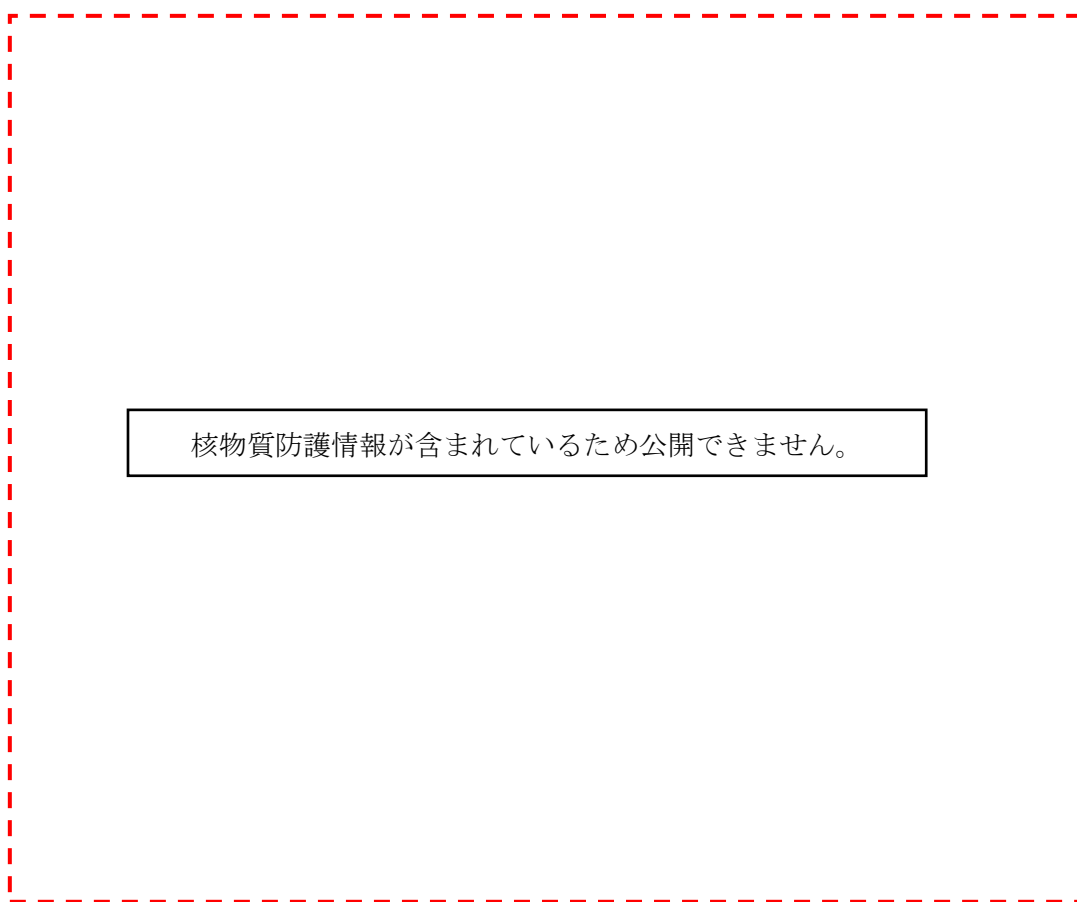
第1図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (3/8 : M2F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



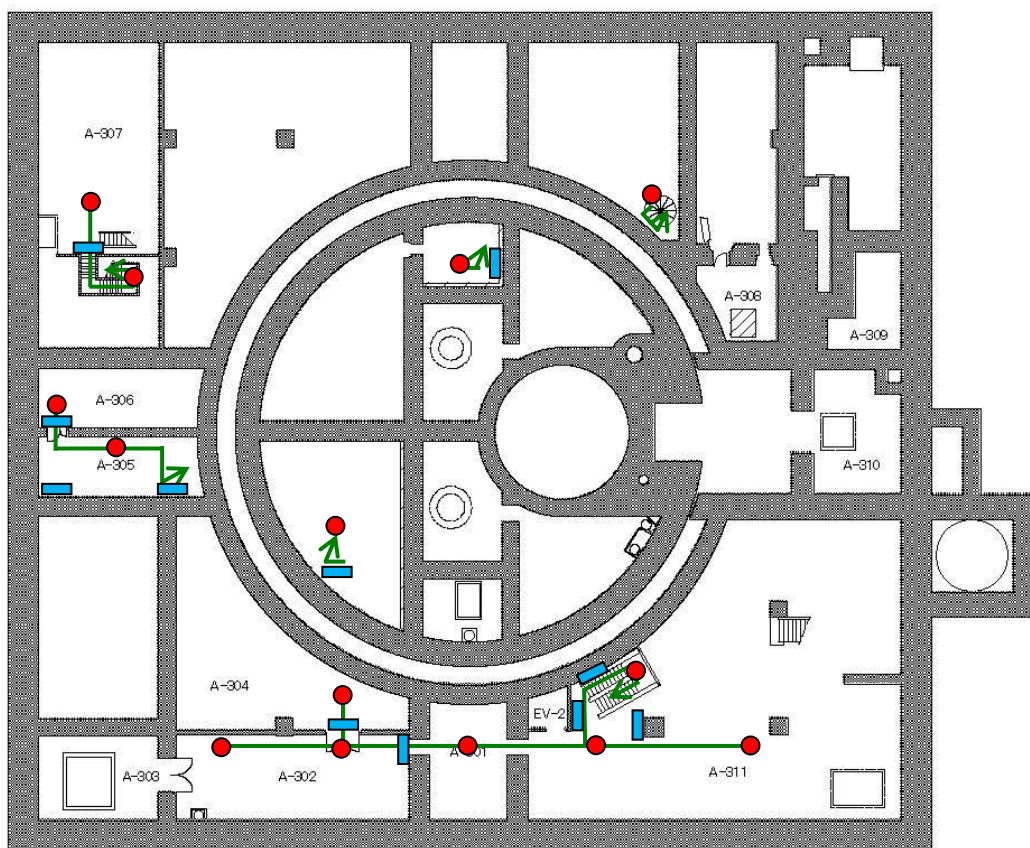
第 1 図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (4/8 : 1F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



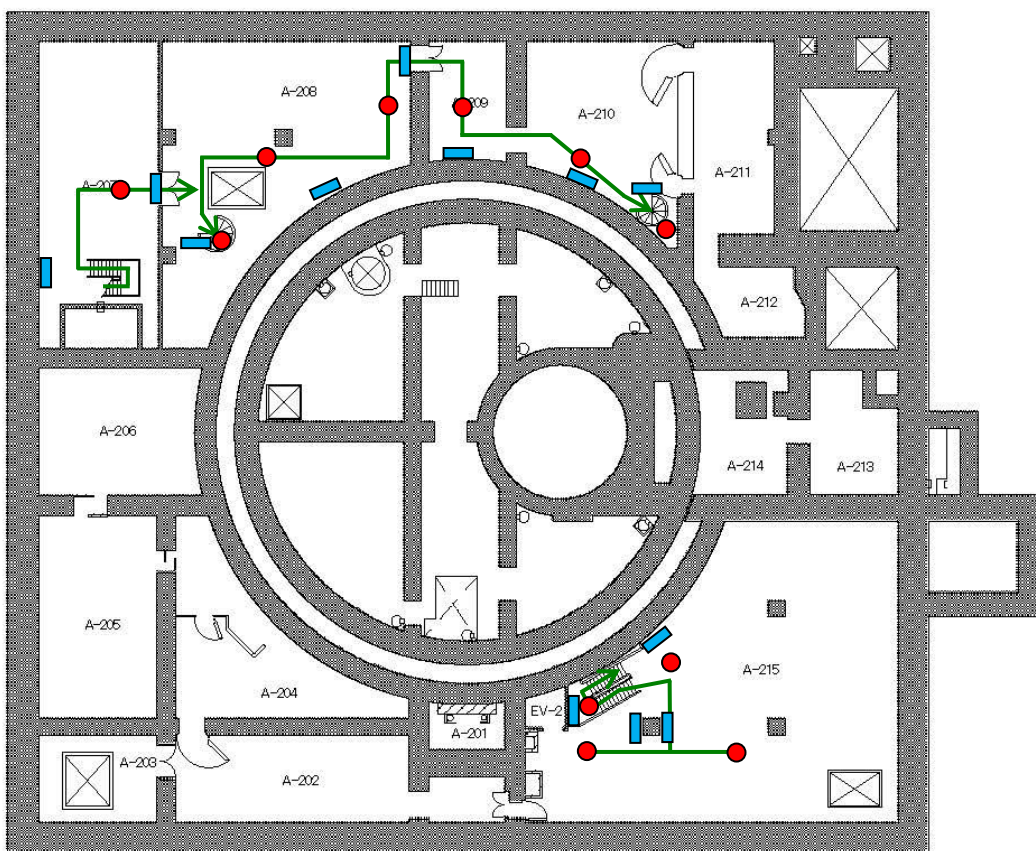
第1図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (5/8 : BM1F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



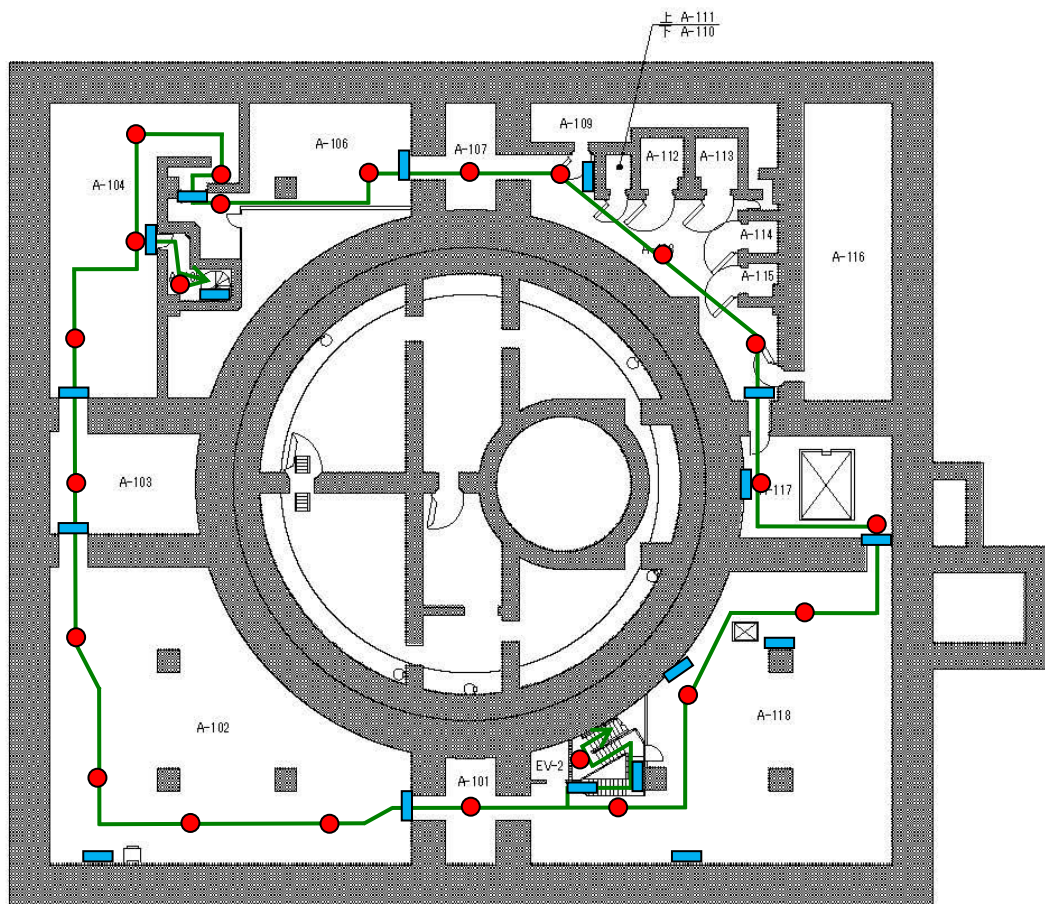
第 1 図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路 (6/8 : B1F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



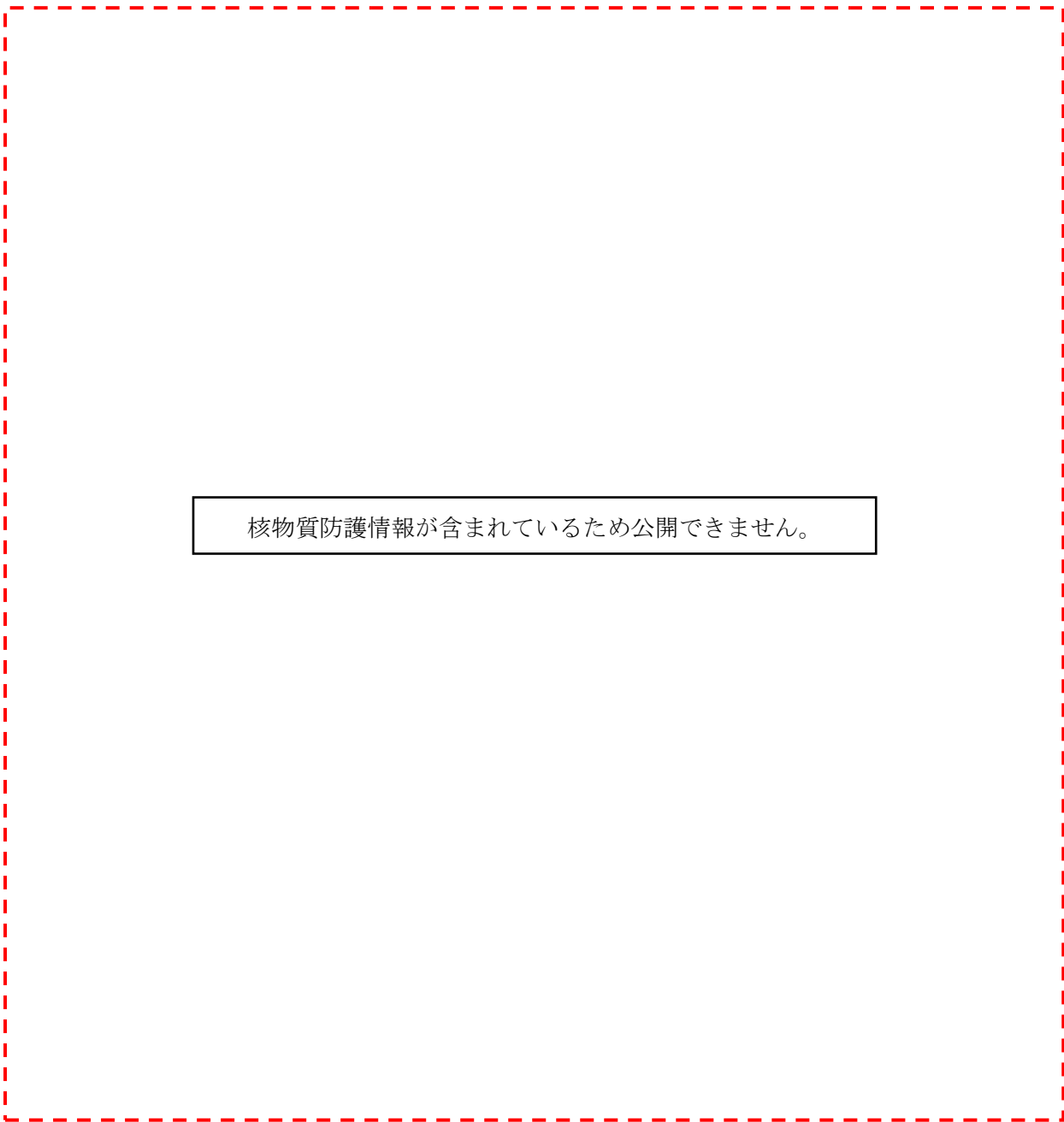
第1図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路（7/8：BM2F）

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



第1図 原子炉建物・原子炉附属建物における安全避難通路（8/8：B2F）

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路



第2図 主冷却機建物における安全避難通路 (1/3 : 屋上、4F、3F)

● : 直流非常灯

■ : 誘導標識

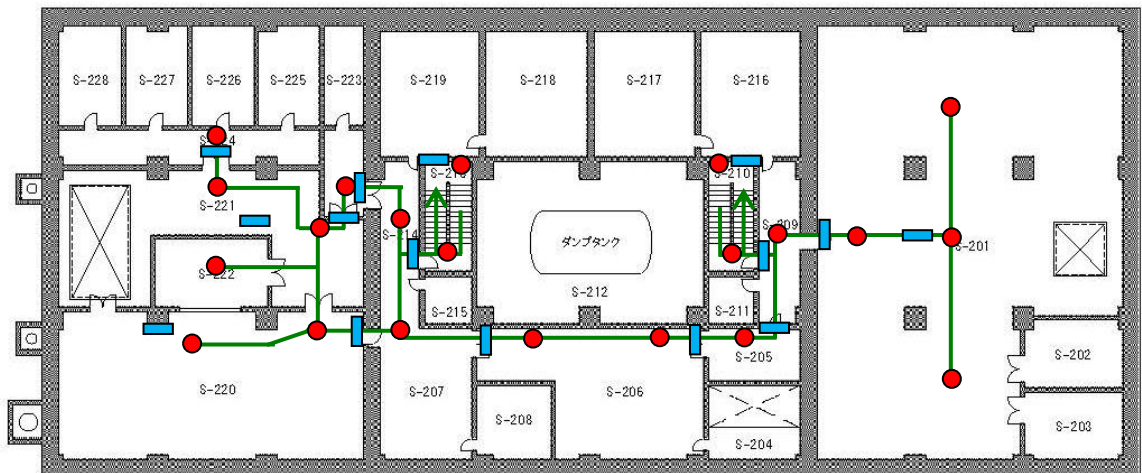
→ : 安全避難通路



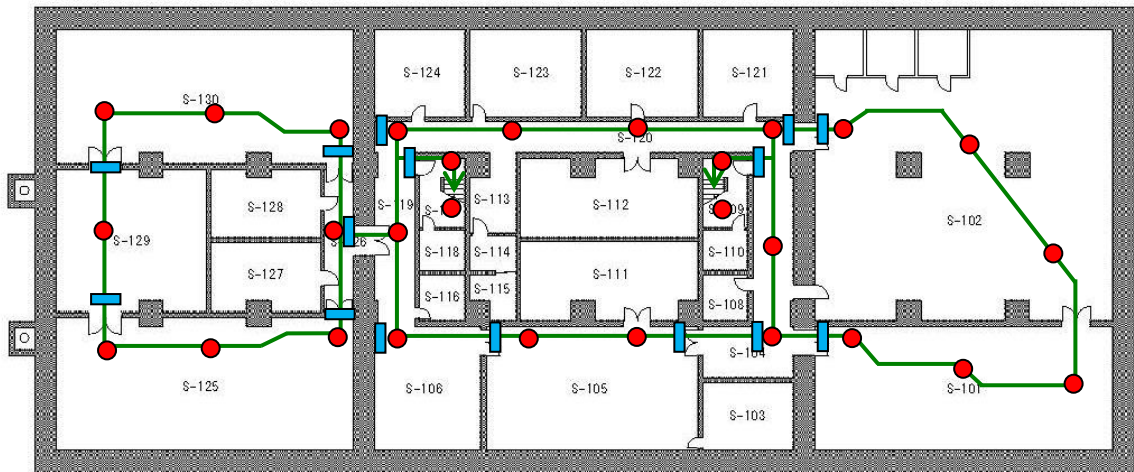
第2図 主冷却機建物における安全避難通路 (2/3 : 2F、1F)

- : 直流非常灯
- : 誘導標識
- : 安全避難通路

核物質防護情報が含まれているため公開できません。



B1F



B2F

第2図 主冷却機建物における安全避難通路 (3/3 : BM1F、B1F、B2F)



安全避難通路の設定例

誘導灯



誘導標識



※ 安全避難通路には、誘導灯又は誘導標識を設置

第3図 安全避難通路の設定イメージ



第4図 電源別置型の直流非常灯の設置イメージ



第5図 電池内蔵型の直流非常灯の設置イメージ

可搬型照明の配備

「常陽」では、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時、及び運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後に、その動作が期待される安全施設は、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。このため、運転員に期待する対応は「監視」であり、当該対応は、中央制御室で実施され、バッテリー内蔵型の可搬型照明（第1図参照）にて対応可能である。充電式の可搬型照明の充電は、一般電源系又は非常用ディーゼル電源系により行う。

なお、万が一可搬型照明が機能しない場合には、常設の照明の一部が非常用ディーゼル電源系から給電され、使用することもできる。当該照明は、一般電源系から給電し、一般電源系を喪失した場合は、非常用ディーゼル電源系からの給電により約40秒後に再度点灯させることができる。当該照明により、制御盤面では20lx以上の照度を確保する（第2図参照）。

【参考】

「常陽」における運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の概要を参考第1表と参考第2表に示す。運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故において、その動作が期待される安全施設の一覧を参考第3表に示す。原子炉保護系作動時のプラントの基本的な挙動及び原子炉保護系作動後の冷却系の主な状態を参考第1図及び参考第2図に示す。これらの事象の収束等は、運転員の操作を介在することなく、予め設定されたシーケンスやインターロック等の動作により達成される。



懐中電灯及びヘッドライト
(乾電池式又は充電式)



LED ランタン
(乾電池式又は充電式)

	員数 (保管場所：中央制御室出入口付近)
懐中電灯	7 個
ヘッドライト	7 個
LED ランタン	8 個

第 1 図 バッテリー内蔵型の可搬型照明

核物質防護情報が含まれているため公開できません。

第2図 非常用ディーゼル電源系から給電される照明点灯時の中央制御室

参考第 1 表 運転時の異常な過渡変化の事象一覧及び概要

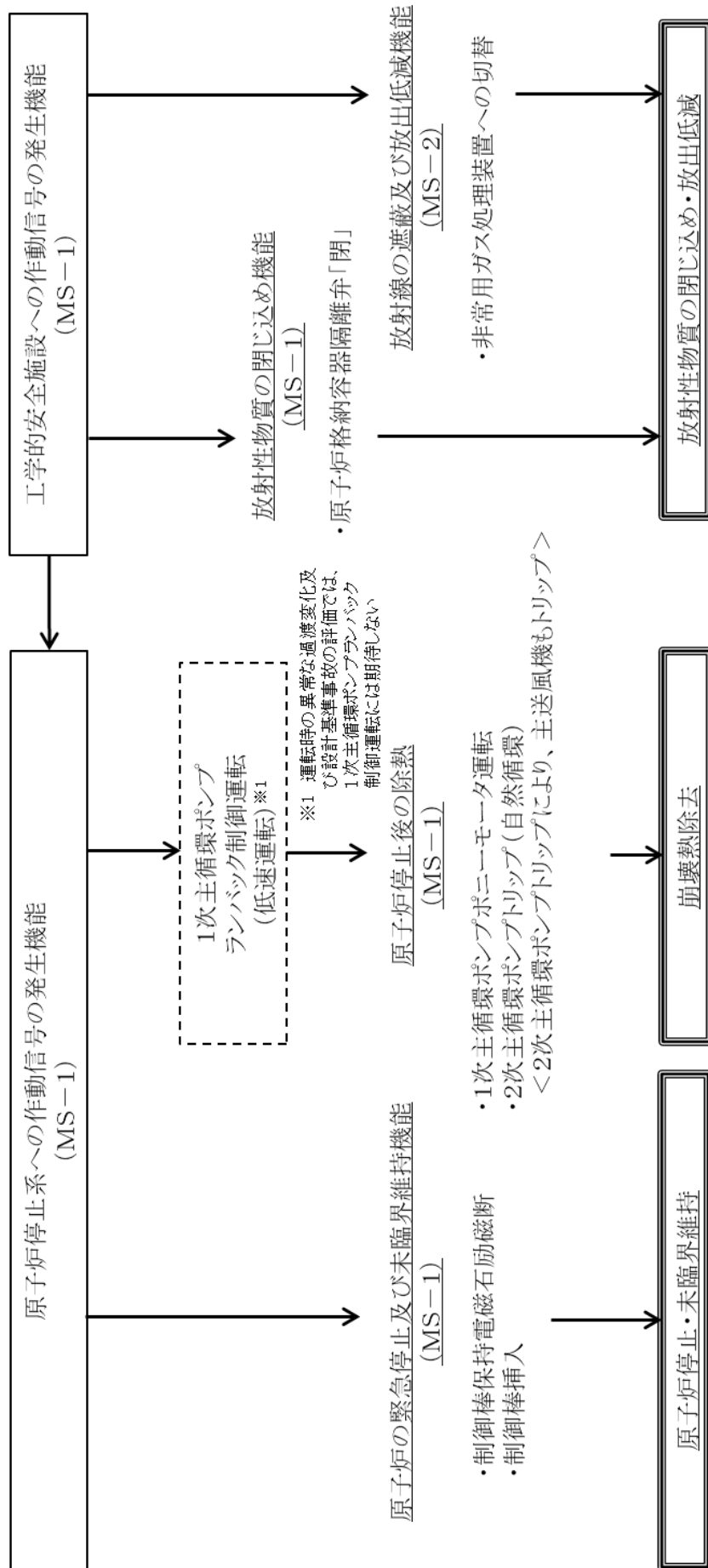
事象	事象の概要
未臨界状態からの制御棒の異常な引抜き	原子炉の起動時に運転員の誤操作等によって制御棒の連続的な引抜きが生じ、炉心に異常な正の反応度が付加される。
出力運転中の制御棒の異常な引抜き	原子炉を定格出力又はその近傍の出力で運転している際に、運転員の誤操作等によって制御棒の連続的な引抜きが生じ、炉心に異常な正の反応度が付加される。
1 次冷却材流量増大	原子炉の出力運転中に、電氣的故障等の原因により 1 次主循環ポンプの回転数が上昇し、炉心流量が異常に増大する。
1 次冷却材流量減少	原子炉の出力運転中に、電氣的故障等の原因により 1 次主循環ポンプの主電動機が停止して、1 次冷却材流量が減少する。
外部電源喪失	原子炉の出力運転中に、送電系統の故障や電気設備の故障などにより系統機器の動力の一部又は全部が喪失し、運転状態が乱される。
2 次冷却材流量増大	原子炉の出力運転中に、電氣的故障等の原因により 2 次主循環ポンプの回転数が上昇し、2 次冷却材流量が異常に増大する。
2 次冷却材流量減少	原子炉の出力運転中に、電氣的故障等の原因により 2 次主循環ポンプが停止して、2 次冷却材流量が減少する。
主冷却器空気流量の増大	原子炉の出力運転中に、原子炉冷却材温度制御系の故障等の原因により主冷却機のベーン、ダンパが全開状態となり、主冷却器空気流量が異常に増大する。
主冷却器空気流量の減少	原子炉の出力運転中に、電氣的故障等の原因により主送風機が停止して、主冷却器空気流量が減少する。

参考第2表 設計基準事故の事象一覧及び概要

事象	事象の概要
燃料スランピング事故	原子炉の出力運転中に、何らかの熱的あるいは機械的原因で燃料ペレットが燃料被覆管内で下方に密に詰まり、炉心に異常な正の反応度が付加される。
1次主循環ポンプ軸固着事故	原子炉の出力運転中に、何らかの機械的原因により1次主循環ポンプ1台の軸が固着し、1次冷却材流量が減少する。
1次冷却材漏えい事故	原子炉の出力運転中に、何らかの原因で1次主冷却系又は1次補助冷却系の配管が破損し、1次冷却材が漏えいする。 また、配管・機器の二重壁内に保持された漏えいナトリウムが、原子炉停止後、保守のため格納容器内床下を空気雰囲気置換した状態で二重壁外に漏えいし、プール状に溜る。
冷却材流路閉塞事故	原子炉の出力運転中に、何らかの原因で原子炉容器内に異物が存在し、燃料集合体内の1次冷却材の流路が局部的に閉塞される。
2次主循環ポンプ軸固着事故	原子炉の出力運転中に、何らかの機械的原因により2次主循環ポンプ1台の軸が固着し、2次冷却材流量が減少する。
2次冷却材漏えい事故	原子炉の出力運転中に、何らかの原因で2次主冷却系の主配管が破損し、2次冷却材が漏えいする。
主送風機風量瞬時低下事故	原子炉の出力運転中に、何らかの電氣的又は機械的原因により主送風機1台の風量が瞬時に低下し、主冷却器空気流量が減少する。
燃料取替取扱事故	原子炉附属建物使用済燃料貯蔵設備水冷却池における燃料集合体の取扱中に、何らかの原因で燃料集合体が落下して破損し、内蔵されている核分裂生成物が漏えいする。
気体廃棄物処理設備破損事故	原子炉の出力運転中に、何らかの原因で気体廃棄物処理設備に破損が生じ、内蔵されている核分裂生成物が漏えいする。
1次アルゴンガス漏えい事故	原子炉の出力運転中に、何らかの原因で1次アルゴンガス系に破損が生じ、核分裂生成物を含んだ1次アルゴンガスが漏えいする。

参考第3表 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故で使用する安全施設の一覧 (2/2)

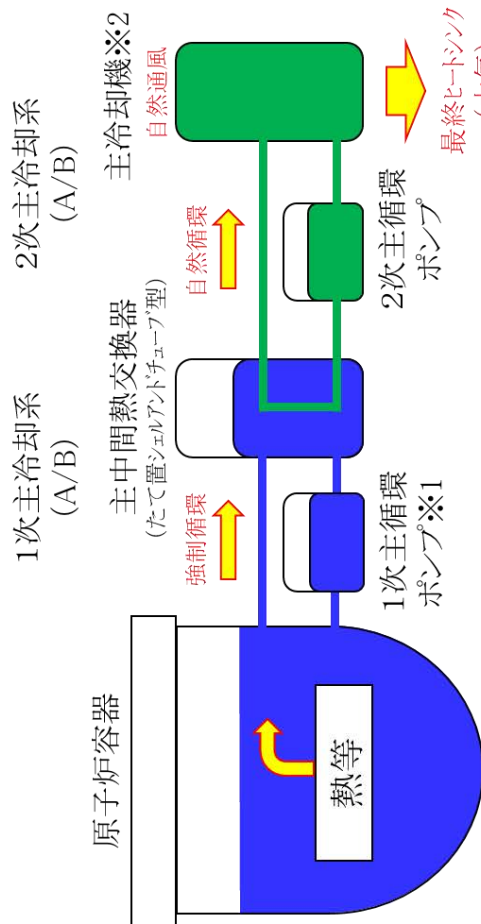
分類	機能	構造物、系統又は機器	関連系
MS-1	放射性物質の閉じ込め機能 (別図4参照)	① 格納容器 ② 格納容器ハウダリに属する配管・弁	① 関連する核計装 ② 関連するプロセス計装
	工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	① 原子炉保護系(スクラム) ② 原子炉保護系(アインレーション)	
	安全上特に重要な関連機能	① 非常用ディーゼル電源系(MS-1に関連するもの) ② 交流無停電電源系(MS-1に関連するもの) ③ 直流無停電電源系(MS-1に関連するもの)	① 関連する補機冷却設備
MS-2	放射線の遮蔽及び放出低減機能 (別図4参照)	① アニュラス部排気系 1) アニュラス部排気系(アニュラス部常用排気フィルタを除く。) ② 非常用ガス処理装置 ③ 主排気筒	
	事故時のプラント状態の把握機能	① 事故時監視計器の一部	



【その他】

- ・安全上特に重要な関連機能 (MS-1) ⇒ 運転時の異常な過渡変化「外部電源喪失」において、電源を供給
- ・1次冷却材漏えい量の低減機能 (MS-1) ⇒ 設計基準事故「1次冷却材漏えい事故」において、漏えい量を低減

参考第1図 原子炉保護系作動時のプラントの基本的な挙動



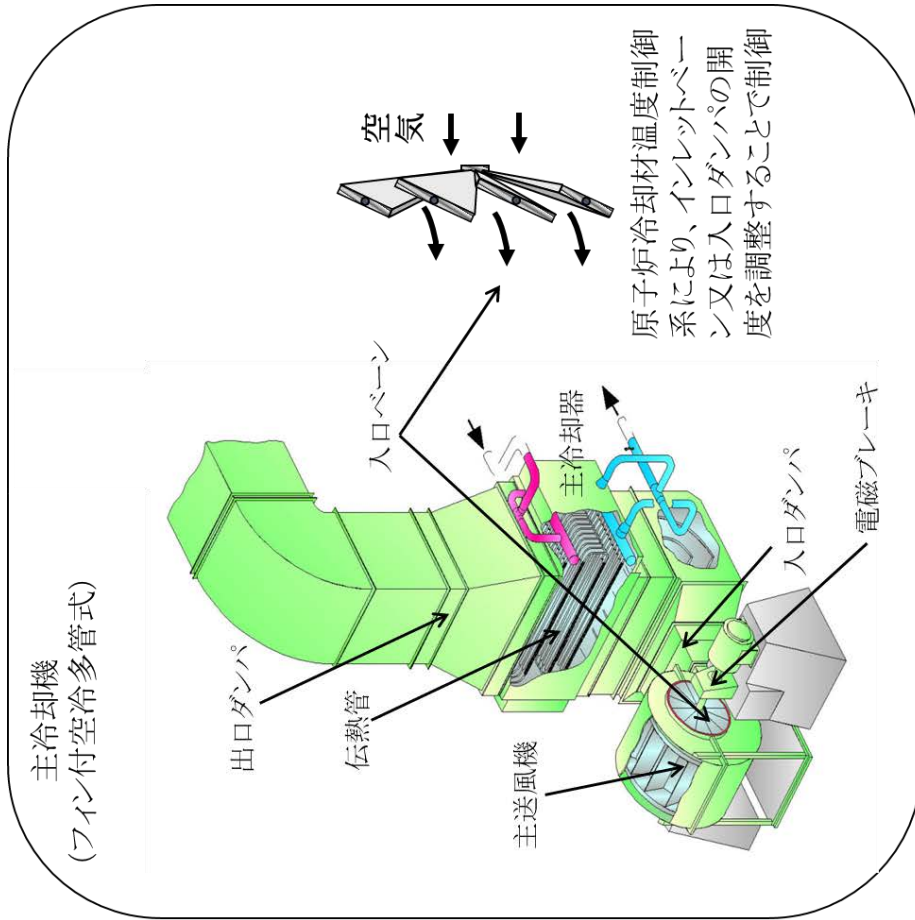
1次主循環ポンプ：主電動機 低速運転(ファンバック制御)又は
ポニーモーター 運転※1

2次主循環ポンプ：停止(自然循環)

主送風機：停止(自然通風)

※1： 起因事象が外部電源喪失及び1次主循環ポンプに係る故障時を除いた場合には、通常、ファンバック制御(低速運転)による強制循環冷却に移行するが、当該機能は安全評価に
おいて期待しない。

※2： 原子炉保護系動作直後には、主送風機が停止するとともに入口ベーン・ダンパは全閉と
なる。それ以降は、原子炉冷却材温度制御系により開度を調整。



原子炉冷却材温度制御系により、入口ダンパの開度を調整することで制御

参考第2図 原子炉保護系作動後の冷却系の主な状態

添付 1 設置許可申請書における記載

5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

ロ. 試験研究用等原子炉施設の一般構造

(3) その他の主要な構造

原子炉施設は、(1) 耐震構造、(2) 耐津波構造に加え、以下の基本方針に基づき、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。

- g. 原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明、及び設計基準事故が発生し、事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明（電源を含む。）を設ける。充電式の可搬型照明の充電は、一般電源系又は非常用ディーゼル電源系により行う。

添付2 設置許可申請書の添付書類における記載（安全設計）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.1 安全設計の方針

1.1.8 安全避難通路等に関する基本方針

(1) 原子炉施設の建物内には安全避難通路を設けるとともに、安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。

また、安全避難通路に設置した避難用の照明については、バッテリー内蔵型とするか、又は非常用ディーゼル電源系若しくは直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する。

原子炉施設では、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時、及び運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後に、その動作が期待される安全施設は、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。運転員に期待する対応は「監視」とし、当該対応は、中央制御室で実施する。中央制御室にあつては、常設照明の一部について、非常用ディーゼル電源系より給電できるものとし、さらに、バッテリー内蔵型の可搬型照明も配備する。充電式の可搬型照明の充電は、一般電源系又は非常用ディーゼル電源系により行う。

(2) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子炉施設保安規定を定める。原子炉施設保安規定には、安全避難通路等について、以下の内容を含む手順を定め、適切な管理を行う。

- ・ 避難用の照明に係る検査に関すること。
- ・ 可搬型照明の必要数及び保管場所、並びに検査に関すること。

添付 3 設置許可申請書の添付書類における記載（適合性）

添付書類八

1. 安全設計の考え方

1.8 「設置許可基準規則」への適合

原子炉施設は、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。各条文に対する適合のための設計方針は次のとおりである。

(安全避難通路等)

第十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

適合のための設計方針

一 について

原子炉施設の建物内には、安全避難通路を設けるとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。

二 について

安全避難通路に設置した避難用の照明については、バッテリー内蔵型とするか、又は非常用ディーゼル電源系若しくは直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する。

三 について

原子炉施設では、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時、その動作が期待される安全施設は、運転員の操作を期待しなくても必要な安全機能が確保されるように設計する。したがって、運転員に期待する対応は「監視」であり、当該対応は、中央制御室で実施することから、設計基準事故時に事故対応が可能となるよう、常設照明の一部について、非常用ディーゼル電源系より給電できるものとし、さらに、中央制御室の出入口付近にバッテリー内蔵型の可搬型照明を配備する。

また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後に行う現場巡視等においても、昼夜及び場所を問わず使用できる当該バッテリー内蔵型の可搬型照明を活用するものとし、さらに、操作が必要となる場所にあつては、バッテリー内蔵型又は非常用ディーゼル電源系より給電できる照明を常設する。

添付書類八の以下の項目参照

1. 安全設計の考え方

添付 4 設置許可申請書の添付書類における記載（設備等）

添付書類八

2. プラント配置並びに建物・構築物の概要

2.1 全体配置

大洗研究所（南地区）の敷地の面積は、約 160 万 m² であり、大洗研究所（北地区）と共用している。当該敷地の東西の幅は約 1.2km、南北の幅は約 1.9km である。原子炉の炉心の中心から敷地境界までの最短距離は東方向に約 180m である。大洗研究所（南地区）敷地内には、原子炉の炉心の中心より南方向約 640m の位置に重水臨界実験装置がある。なお、西方向約 620m の位置及び約 640m の位置には、それぞれ大洗研究所（北地区）の JMTR 原子炉施設及び HTTR 原子炉施設がある。また、北方向約 700m の位置に北門、南方向約 900m の位置に南門がある。原子炉施設の位置を第 2.1 図に示す。

原子炉施設の全体配置図を第 2.2 図に示す。原子炉施設は、主要な建物として、原子炉建物及び原子炉附属建物、主冷却機建物、第一使用済燃料貯蔵建物、第二使用済燃料貯蔵建物、廃棄物処理建物、旧廃棄物処理建物、メンテナンス建物を有する。

原子炉建物及び原子炉附属建物は、ほぼ正方形の平面形状を有し、そのほぼ中心に格納容器が配置される。また、原子炉建物及び原子炉附属建物の北側に接して、主排気筒を設ける。

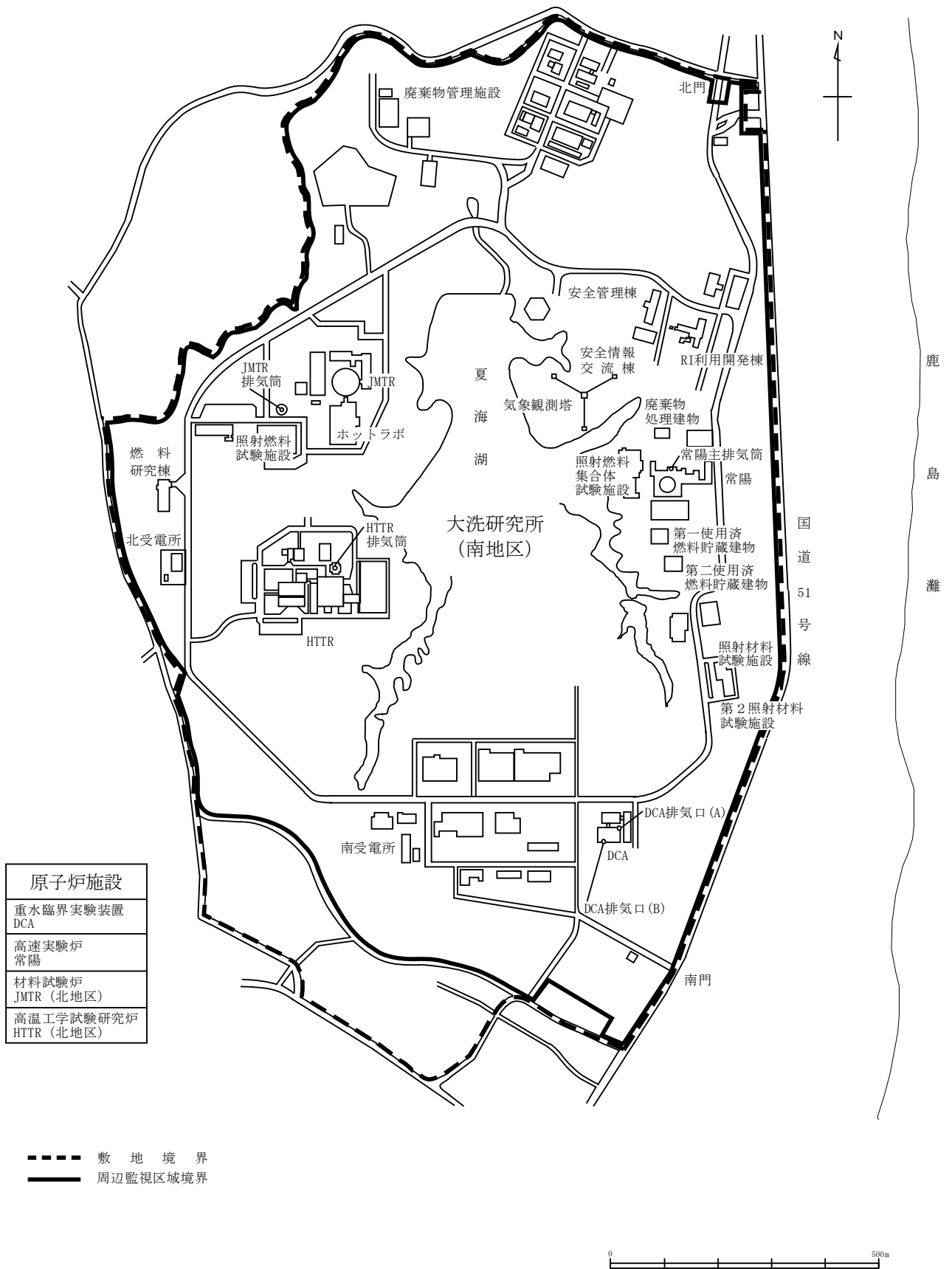
原子炉建物及び原子炉附属建物の南側には、主冷却機建物を配置する。さらに、主冷却機建物の南側には、第一使用済燃料貯蔵建物及び第二使用済燃料貯蔵建物を配置する。

原子炉建物及び原子炉附属建物の北側には、旧廃棄物処理建物及び廃棄物処理建物を配置する。なお、原子炉建物及び原子炉附属建物の北西方向には照射燃料集合体試験施設が、北東方向には照射装置組立検査施設が位置する。

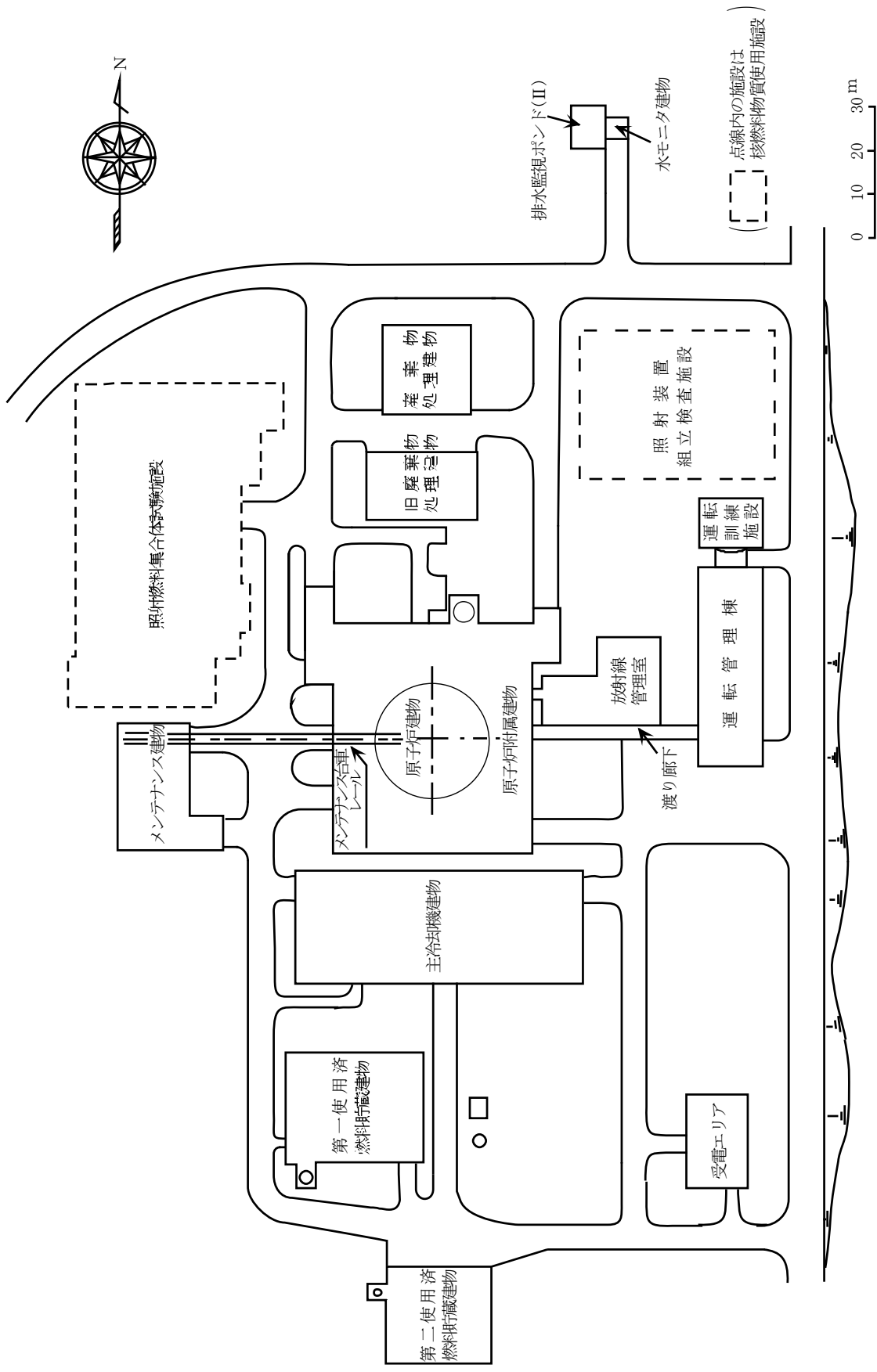
原子炉建物及び原子炉附属建物の西側には、メンテナンス建物を配置する。また、大洗研究所（南地区）南受電所から商用電源（外部電源）を受電する設備は、主冷却機建物の南東方向に設ける。

原子炉施設の建物周辺には、道路を設け、各建物の出入口等において分岐するものとする。なお、安全施設を含む区域は、原子炉施設への人の不法な侵入（人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為を含む。）を防止するため、これらの区域への接近管理及び出入管理を行うことができるように設計する。また、原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること（郵便物等による爆破物又は有害物質の持ち込みを含む。）を防止するため、原子炉施設には、柵等の障壁を設け、持ち込みルートを限定し、持ち込まれる物件を管理できるようにする。

原子炉施設の建物内には安全避難通路を設けるとともに、安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように、誘導灯又は誘導標識を設ける。また、安全避難通路等に設置した避難用の照明の一部については、バッテリー内蔵型とするか、又は非常用ディーゼル電源系若しくは直流無停電電源系より給電できるものとし、通常の照明用の電源を喪失した場合においても、機能を損なわないように設計する。さらに、中央制御室にあっては常設照明の一部について、非常用ディーゼル電源系より給電できるものとするとともに、バッテリー内蔵型の可搬型照明を配備する。



第 2.1 図 原子炉施設の位置



第 2.2 図 原子炉施設全体配置図